

第2次 横手市総合計画

第1編 **基本構想**

(平成28年度～平成37年度)

第1章 序論

1. 総合計画の策定にあたって

①策定の趣旨

総合計画は、総合的かつ計画的に市政運営を図るための長期的なまちづくりの指針であり、将来どのようなまちにしていけるのか、そのためにどのような取り組みを行っていくのかを体系的に示した市の最上位計画です。

横手市は、平成17年10月1日に8市町村による郡市一体の合併を果たし、県内第二の都市として誕生して以来、「豊かな自然 豊かな心 夢あふれる田園都市」を目指す将来像としてまちづくりに努めてきました。

この間、地方自治体を取り巻く環境は少子高齢化・人口減少の急速な進行による人口構造の変化、地方分権の進展や市民ニーズの多様化などにより大きく変化しつつあります。また、普通交付税の合併算定替え特例終了による歳入財源の縮小により、今後、財政状況が極めて厳しい状況の中で行政運営をしていかななくてはなりません。

このような社会経済情勢の変化や時代の流れを踏まえつつ、市政運営の基本的な指針として「第2次横手市総合計画」を定め、厳しい社会経済環境に対応した持続可能なまちづくりを進めるとともに、「みんなの力で未来を拓く 人と地域が燦くまち よこて」を目指し、魅力あるまちづくりに取り組んでいきます。

②計画の基本的方向

(1) 市民との協働による計画

計画策定については、公募した市民委員を中心に組織された策定委員会で策定し、市民参画による計画としました。また、アンケートによる意識調査、パブリックコメント、ホームページなどによる意見募集などを行い、市民の多様な意見を反映した計画としました。

(2) わかりやすい計画

目指すまちの姿や目標を具体的に示し、市民と行政がまちづくりの方向性を共有できるような計画としました。

(3) 重点施策を明確にした計画

限られた資源(財源・人材等)を有効に配分するため、選択と集中により施策や事業の優先度、重点的に取り組むべき事項を明確にした計画としました。

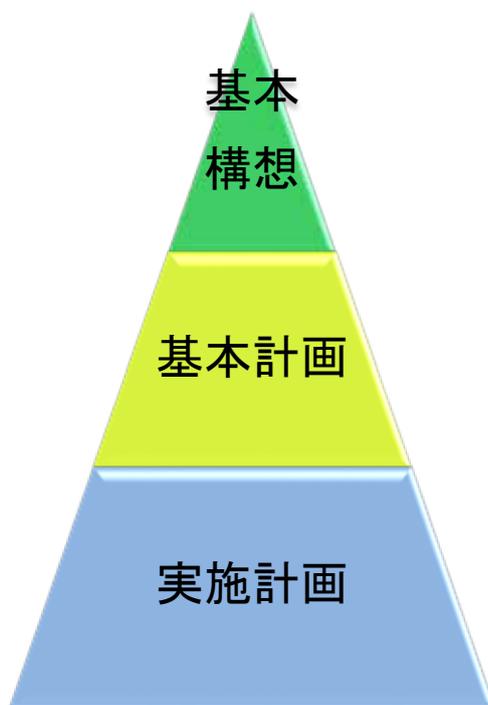
(4) 成果が評価できる計画

施策ごとに成果指標と成果目標を設定し、その達成状況や成果を検証し、予算配分など次の取組に反映しうる視点を持った計画としました。

2. 構成と期間

第2次横手市総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画から構成されます。その内容は次のとおりです。【図1・図2】

①計画の構成【図1】



●基本構想

将来像を明らかにするとともに、これを実現するための基本目標を定めたもので、まちづくりの指針となるものです。平成28年度から平成37年度を対象期間とします。

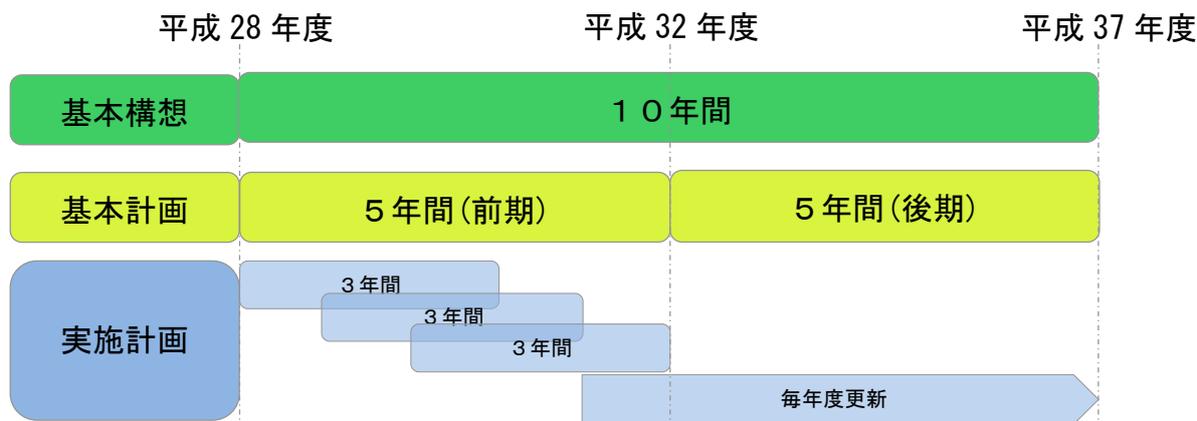
●基本計画

基本構想で示した基本目標を達成するため、目指す姿と施策を明らかにしたものです。平成28年度からの10年間を対象とし、前期・後期の5年間ずつに分けます。

●実施計画

基本計画で定めた施策を達成するため、具体的な事業内容を示したものです。社会情勢変化に柔軟に対応するため、毎年、向こう3年間を計画期間とし、別途策定します。

②計画の期間【図2】



3. 行政評価との連携

厳しい財政状況が見込まれる中で、持続・発展していく自治体経営のため、限られた資源を効率的に配分して有効性の高い事業実施を図ることが重要です。このため、施策や事務事業について検証・評価を行い、その結果を次の予算編成や事業に反映させていくためのマネジメントサイクル（PDCAサイクル）【図3】を確立し、変化し続ける行政需要に的確かつ柔軟に対応していきます。



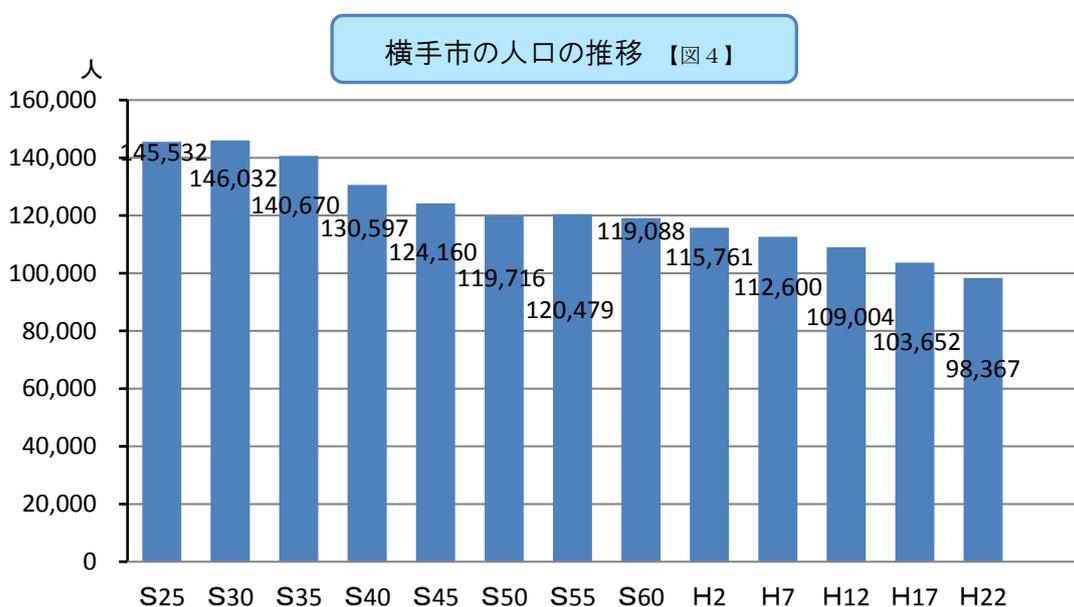
4. 横手市の現状

①人口の推移と推計

➤ 人口推移

横手市の人口は、国勢調査結果によると昭和30年の約14万6千人をピークに減少傾向となっています。【図4】

世帯数は平成17年の国勢調査では31,669世帯であったものが、平成22年には31,807世帯となっており、増加傾向となっています。しかし、1世帯当たりの人数は減少しており、世帯の小規模化が進んでいます。【図5】



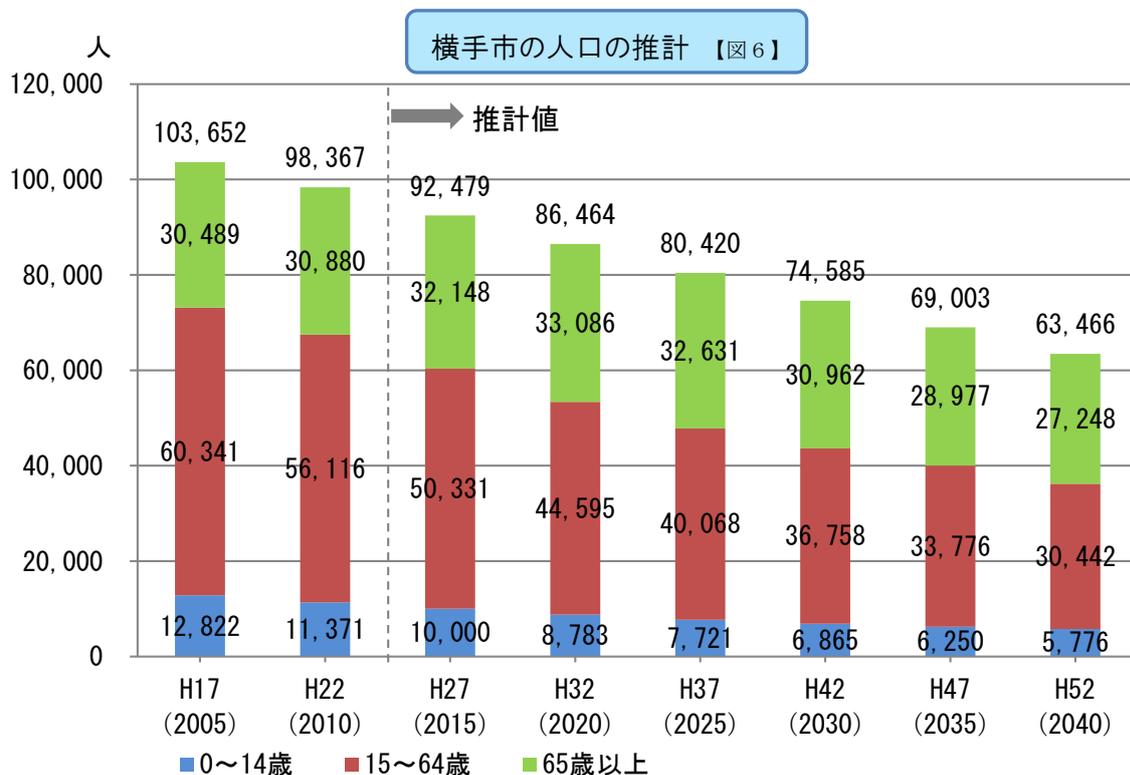
※国勢調査（S25～H12は旧市町村の合計値）



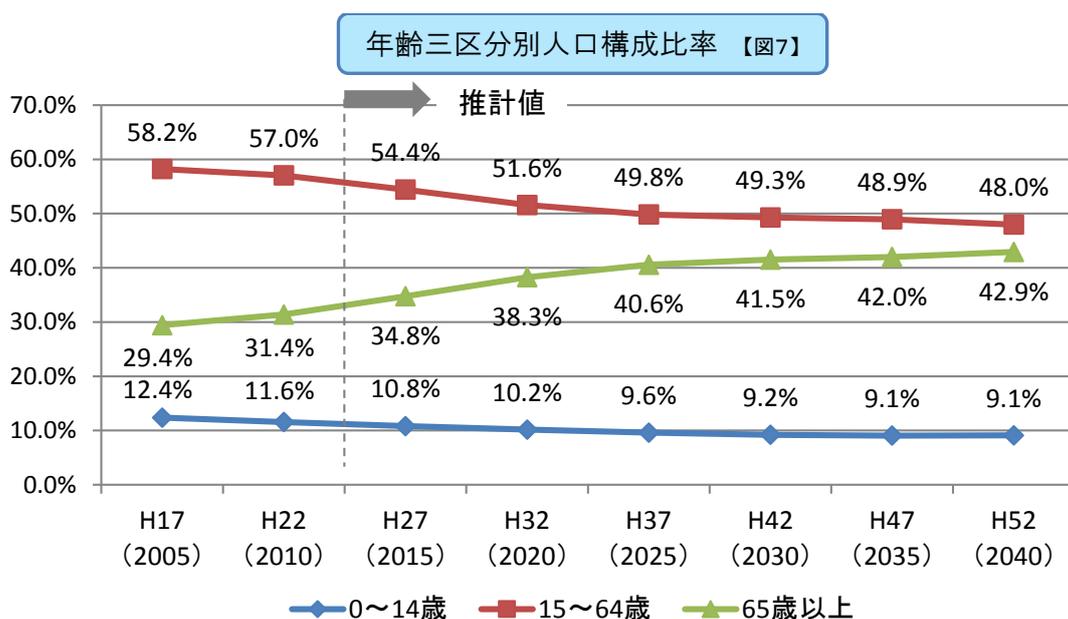
※国勢調査（S60～H12は旧市町村の合計値）

➤ 人口推計

横手市の人口は、平成25年3月に公表された国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」によると、平成17年の103,652人に対し、平成27年では92,479人、5年後の平成32年では86,464人、10年後の平成37年では80,420人と推計されています。【図6】また、人口に占める65歳以上の割合（高齢化率）は、平成37年度には40%を超えると予測されています。【図7】



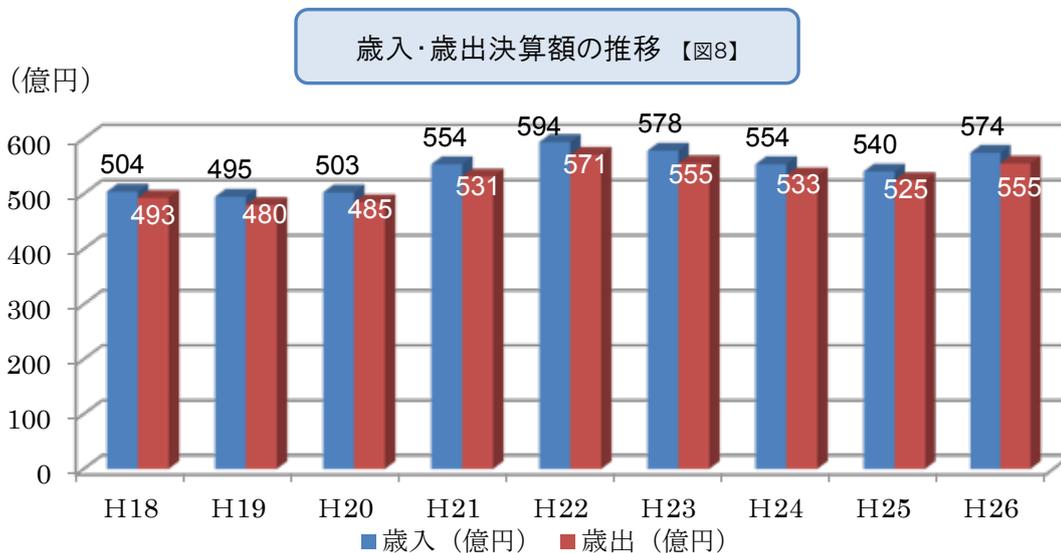
※H17,H22 は国勢調査、H27 以降は人口問題研究所推計人口（平成25年3月推計）



②財政状況

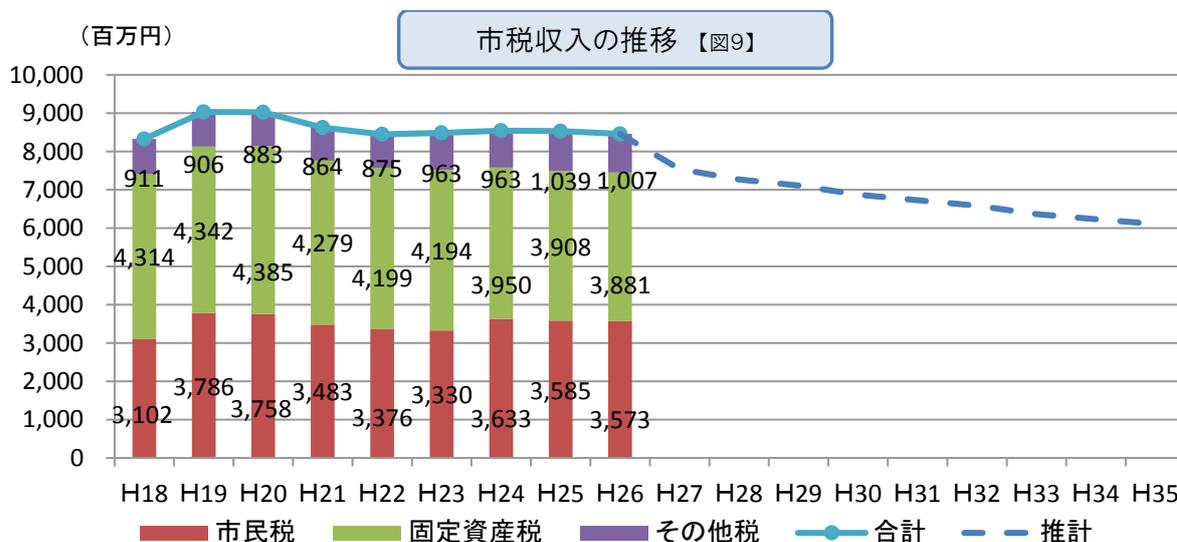
➤ 普通会計歳入歳出決算額の推移【図8】

本市の合併後における普通会計の歳入歳出決算額の推移をみると、横手駅前再開発、学校統合などの大型事業の実施により平成21年度からは歳出決算額は500億円を超える規模となっています。今後は普通交付税の合併算定替特例（※1）が終了することから、財政規模は大幅に縮小していくこととなります。



➤ 市税収入の推移【図9】

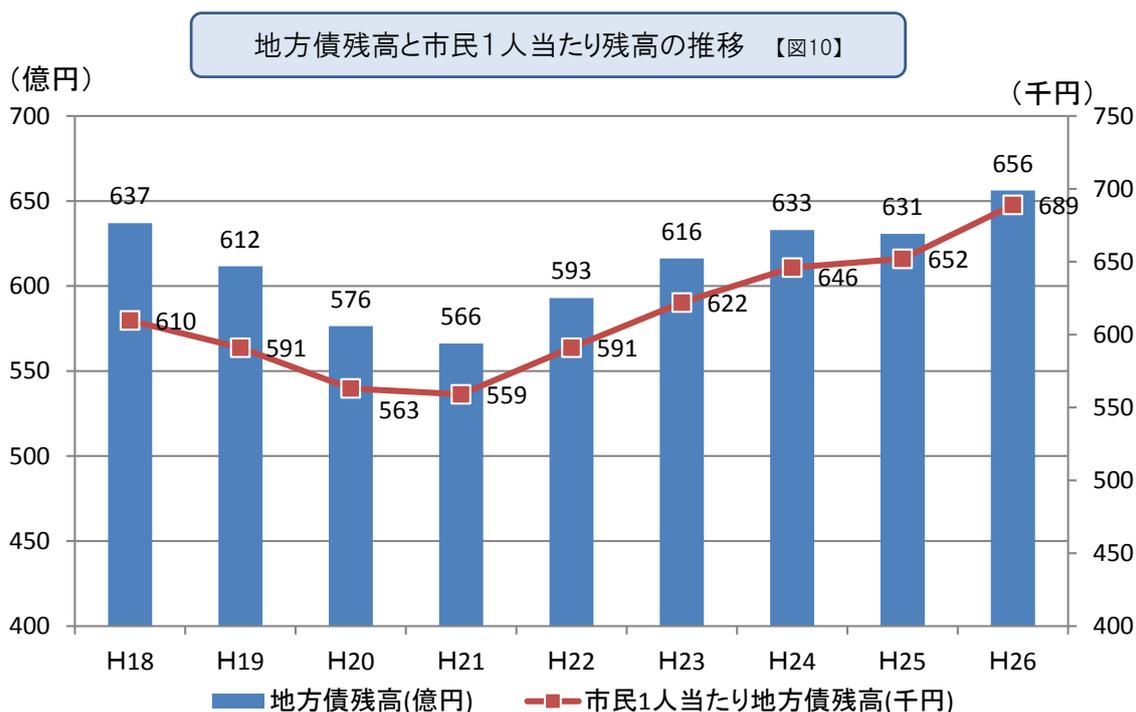
地方税は、地方交付税とともに使途が特定されない貴重な一般財源であり、市の主要な財源です。平成19年度は三位一体改革による税源移譲や定率減税の廃止等により、市民税が一時的に増加していますが、今後は人口減少の影響や法人税率の引き下げ、地価下落等の影響により、収入は減少していくことが見込まれます。



▶ 地方債残高と市民1人当たり残高の推移【図10】

地方債(※2)残高は、平成21年度以降、前述の大型事業が計画的に進められたことから増加傾向になっています。しかし、ごみ処理施設の統合事業、小中学校統合事業などの大型事業は平成27年度で終了することから、その後は逡減していくものと考えられます。

市民1人当たりの残高については、地方債残高と同じ傾向となっていますが、人口減少の影響を受けるため、大きな減少傾向にはならないものと見込まれます。



③これからの行財政運営について

本市の人口は、若い世代の晩婚化や晩産化に伴う自然動態の減少に加え、市外への転出による社会動態の減少という、2つの要因による人口の減少が加速度的に進むことが予想されています。

こうした若い世代を中心とした生産年齢人口の減少は、この地域の活力低下をもたらすだけでなく、引いては市の財政の重要な一般財源である市税収入の減少など、財政面においても大きな影響を与えます。

また、平成17年10月に合併した本市では、合併による財政上の優遇措置である普通交付税の合併算定替特例を受けていましたが、その特例措置も第2次横手市総合計画期間中の平成32年度には終了する予定であり、その前段の激変緩和措置として、平成28年度から普通交付税額が徐々に減額されていく逡減期間に入ることになります。

上記のことから、市の財政をとりまく状況は一層厳しさを増しており、限ら

れた経営資源（ヒト・モノ・カネ）の中で、「市民にとって真に必要な行政サービスは何か」を常に考え、施策や事務事業の成果を検証しながら、その選択と集中を図っていくことがますます重要となります。

※1 普通交付税の合併算定替特例

合併特例法により、合併後10年度間は、合併前の市町村ごとに算定した普通交付税の総額を下回らないようにし、合併後11～15年度間でその額を縮減していくもの。

※2 地方債

地方公共団体が、資金調達的手段として金銭を借り入れること等により負う債務で、年度を越えて返済するもの

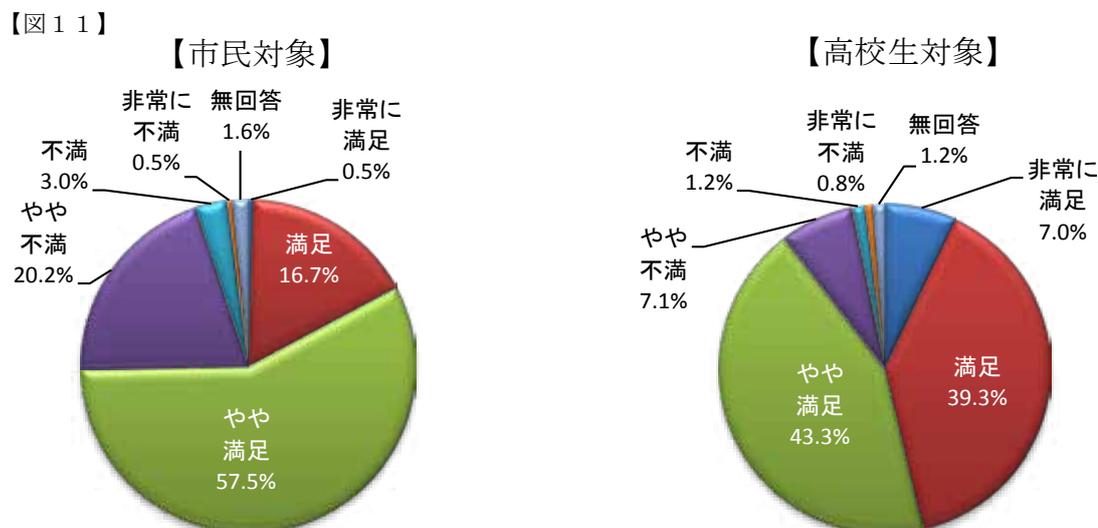
④市民の意識

第2次横手市総合計画の策定にあたり市内在住の18歳以上の市民約3,000人、市内の高校に通う高校生約600人を対象にまちづくりアンケートを実施しています。

➤ 総合満足度 【図11】

市民対象の総合満足度の平均値は6段階中3.90点となり、中間を3.50点としたとき、その点数を上回る水準となりました。「非常に満足」「満足」「やや満足」の合計は74.7%となっており、「非常に不満」「不満」「やや不満」を合計した23.7%を大きく上回っています。

高校生対象の総合満足度の平均値は4.42点となっており、市民対象の平均値3.90点よりも高い値を示しています。



▶ 満足度が高い項目と低い項目【市民対象】

満足している項目の1位は前回の調査と同じく「医療体制の充実」となっており、引き続き市民の皆様にご満足をいただいているかたちとなりました。また、満足していない項目の1位はこれも前回と同じく、「工業の振興」となっております。不満の理由をみると多くの方が雇用の問題を挙げており、本市に対する雇用分野への取り組みに対する期待の大きさが表れた結果となりました。

【満足度】 順位	満足している			満足していない		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位
項目	医療体制の充実	保健活動・健康づくり	児童福祉の充実	工業の振興	市職員の資質向上に関する取り組み	商業の振興
前回(平成21年度)順位	1位	5位	8位	1位	3位	7位

▶ 重要度が高い分野と低い分野【市民対象】

重要である項目の2位となった「医療体制の充実」は満足度では1位となっており、市民の皆様のごニーズと評価がある程度一致しているものと考えられます。逆に重要度で1位となった「道路網の整備」については、満足度が満足していない項目の4位となっており、市民の皆様のごニーズに対して市の施策が十分に答えきれていない状況にあると考えられます。また、この項目の不満の理由をみると、【道路の整備】という面よりは【除排雪】に係る道路管理の部分が多く、これが重要度・満足度の結果に表れていると考えられます。

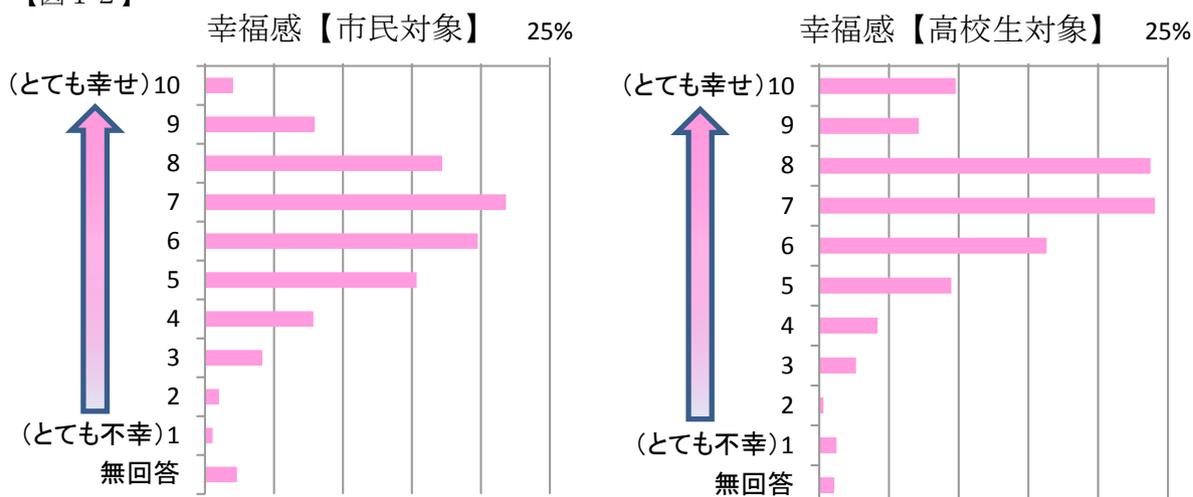
【重要度】 順位	重要である			重要ではない		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位
項目	道路網の整備	医療体制の充実	交通安全・防犯対策の推進	地域文化の振興	他の自治体との連携・交流の推進	各拠点地区の整備
前回(平成21年度)順位	3位	1位	9位	2位	3位	4位

▶ 幸福感の判断キーワード【図12】

今回のアンケートでは現在の幸福感を10段階で判断していただき、これを判断した際に重視したものをキーワードで選んでいただきました。市民対象の幸福感の平均値は10点中6.39、高校生対象の平均値は7.00となっています。

幸福を感じる判断キーワードは、市民対象では1位が「安心」、2位が「豊かさ」、3位が「元気」となっており、高校生対象では1位が「快適さ」、2位が「楽しさ」、3位が「安心」となっています。一般市民の方は、安心で支えられた豊かで元気な暮らしが幸福感を判断するうえで重要と考えており、高校生は安心の中にも快適に楽しく暮らすことに幸福感を抱いていることがうかがえました。

【図12】



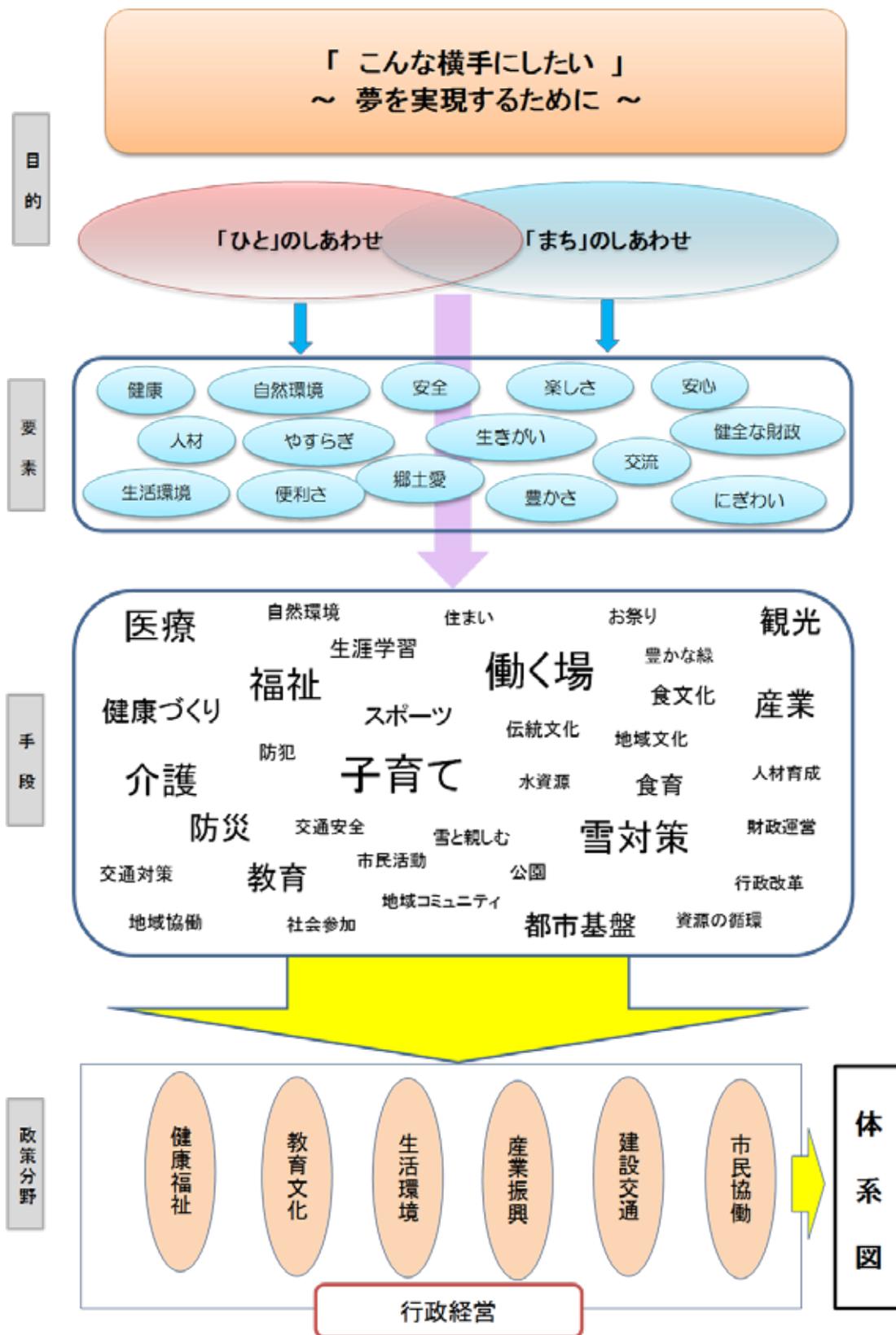
5. 将来像を実現するための視点

横手市の目指す将来像を実現するためには、「ひと」・「まち」が幸せでなければなりません。ひとが幸せになるためには、健康で安心して安全に暮らすことなどの要素が不可欠であり、まちが幸せになるためには、人が集まり賑やかであったり、災害に強く環境に優しいなどの要素が欠かせません。

また、人口減少が進む中では行政だけが目指す将来像を追求するだけでなく、行政と議会・市民・企業・地域団体・NPOなどの多様な主体がその将来像の実現に向け、それぞれの力を結集して魅力あるまちづくりを進めていくことも必要です。

このように様々な視点から幸せになるための手段（政策）を考え、実行していく必要がありますが、この第2次横手市総合計画では、市民サービス・行政経営の観点から政策分野ごとに整理し、体系化することにより具体的な施策・事業を実施していきます。【図13】

【図13】 「ひと」・「まち」の幸せから政策分野別分類への過程



第2章 基本構想

1. 基本構想の目的

基本構想は、横手市が目指す「将来像」を明らかにし、今後取り組むべき重点目標、将来目指すまちの基本目標を示し、これを長期的な視点で計画的に実現していくため、基本政策の方向を定めることを目的としています。

2. まちの将来像

みんなの力で 未来を拓く
人と地域がかがや 未来を拓く
かがや 人と地域が 未来を拓く
よこて

○まちづくり戦略

1. 「ひと」と「まち」が元気で幸せな地域社会の実現を目指す
2. 地域力の結集で夢と希望の実現に向かって邁進する
3. 自分たちの力で未来を創造する

横手市では、これまで前総合計画の将来像「豊かな自然 豊かな心 夢あふれる田園都市」を目指し、まちづくりに取り組んできました。この間、社会情勢の変化や人口減少社会の進行により、このまま何も手を打たなければ、地域経済が縮小し、地方の弱体化が進み、将来自治体の存続さえも危うくなると言われています。

しかし、どのような状況であっても、魅力あるまちづくりを進めるためには、「ひと」と「まち」が元気であり続け、自分たちの未来は自分たちで創造していくという気概を持たなければなりません。

横手市には美しい緑と清流に恵まれた自然環境、自然災害が少なく安全な生活環境、温かい人々の愛情のある教育環境など、みんなが伸び伸びと安心して暮らすことのできる条件が整っています。さらに市内には、史跡・建築物・伝統芸能など多くの歴史・文化資源や、漬け物・納豆・味噌・日本酒といった伝

統的な発酵食文化があります。

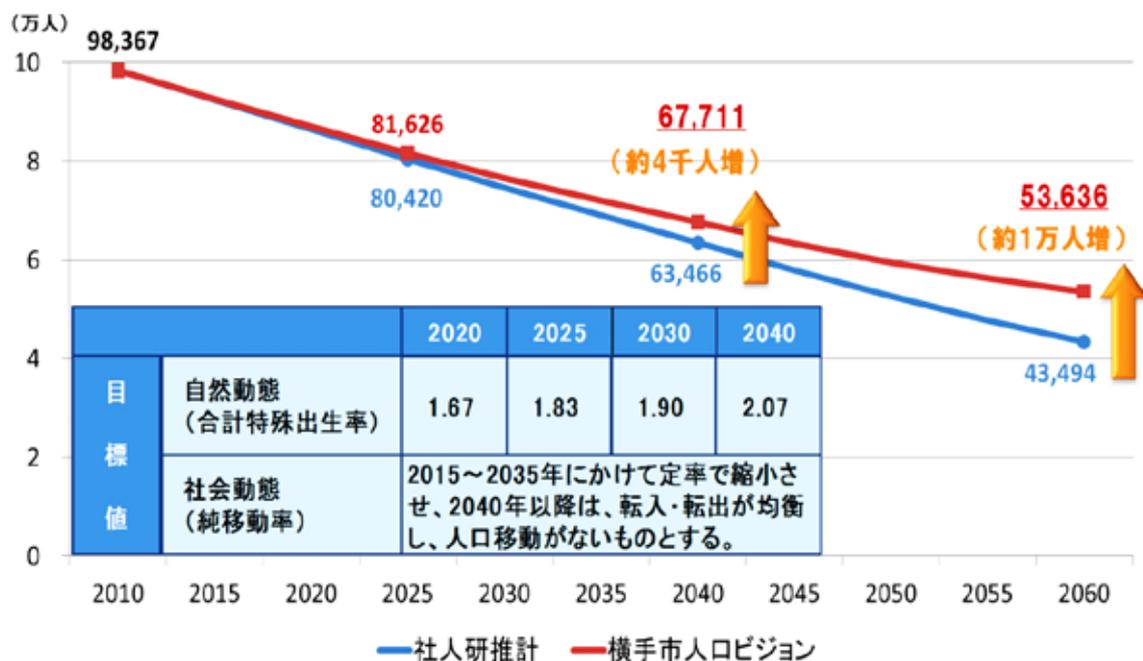
このような多彩で豊富な文化・観光資源などを活用し、みんなで知恵を出し合い横手の魅力を創造し、全国に発信してにぎわいを創出するとともに、市民が愛着と誇りを持ち、安らぎと温かさを感じる日本一住みよい^{かがや}くまちを目指します。

3. 将来人口の展望

第2次横手市総合計画における将来人口の展望は、本計画と同時期に策定する「横手市人口ビジョン」及び「横手市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と整合を図ることとします。

将来人口の展望としては、本市の持つ特性や優位性を活用しながら、各分野を横断した効果的な施策を積極的に展開することを前提として、出生率の増加や人口流出の抑制、U I J ターンを含む県外からの移住者の増加等を見込み、本計画期間終了の年である 2025 (平成37) 年の目標人口としては、約 81,600 人を展望します。また、合計特殊出生率では、国の長期ビジョンに基づく国民希望出生率である1.83の実現を目指すこととします。【図14】

横手市の人口推計と目標【図14】



4. 基本構想の期間

長期的な視点を持ち、計画的な市政運営を図るため、基本構想は平成28年度(2016年度)から、平成37年度(2025年度)までの10年間とします。

5. まちづくりの重点目標と基本目標

①重点目標

将来像の実現のため、第2次横手市総合計画では政策を横断し、重点的に取り組みを行っていく『重点目標』を定めます。

働く場が充実し、みんなが元気に暮らし続けられるまち

横手市で安定した基盤のもとで生活していくためには、第一に雇用の受け皿が多様で強固なものでなければなりません。そのためには、地元企業の経営体質の改善等による経営力の強化、6次産業化、起業・創業支援、企業誘致、人材育成を図り、雇用機会を拡大させる必要があります。

人口減少社会が進行する中、若者が仕事を求めて首都圏へ転出する流れを抑制するため、魅力ある企業の創出や誘致を図るとともに、新規就農など地域の資源を活用した産業への雇用創出を図り、充実感を持って働くことができ、暮らし続けたいと思うまちの実現を目指します。

安心して子どもを産み育てられ、みんなが笑顔で住み続けられるまち

横手市の人口は、平成52年(2040年)には63,500人程度まで減ると予想されています。人口減少の大きな流れは止めることはできませんが、そのまま何も手を打たなかった場合、減少スピードは加速度的に進むものと考えられます。市民・企業・行政などが一丸となってこの問題に取り組み、施策、事業を横断的・効果的に実施し、人口減少の率を少しでも緩やかにしていくことが求められます。

若者が横手市で結婚し、子どもを安心して産み育てられる環境を整え、いつまでも住み続けたいと思うまちを目指します。また、一度は地元を離れた人も再び帰ってきて住んでみたい、横手市に戻って子育てしてみたいと思うまちの実現を目指します。

②基本目標

将来像の実現に向けて、横手市がめざす7つのまちづくりの方向を『基本目標』として掲げます。

①みんな元気でいきいきと暮らせるまちづくり

私たちが将来にわたり元気であり続けるには、支える側と支えられる側みんなが健康でなければなりません。生活習慣病予防や介護予防に重点を置き、それぞれが健康でみんなが安心していきいきと暮らしていくため、健康増進のための取り組みを進めます。

また、少子高齢化、人口減少が急速に進む中、安心して子育てができる環境を整えるとともに高齢者が安心して福祉、医療サービスを受けられる環境整備に取り組みます。

②楽しく学び郷土愛あふれるまちづくり

横手市には各地域に伝え残すべき伝統文化、伝統行事が数多くあります。この文化を伝えていくためには、世代間交流を充実させ、後継者育成を図る必要があります。郷土愛を育み、地域に支えられた、ふるさと教育を推進します。

また、市民一人ひとりが生涯スポーツと出会い、楽しく健康な生活を送るとともに、スポーツの振興を通じた交流人口の拡大により元気なまちづくりと地域の活性化を目指します。

③美しい自然と豊かな暮らしを引き継ぐまちづくり

美しい自然に囲まれた豊かな暮らしという貴重なふるさとの財産を、更に美しく豊かに発展させて次世代へ引き継ぐことに努めます。そのため、省エネルギーへの意識啓発を強化し、循環型社会の構築を推進します。

また、すべての市民が安全で快適な日常生活を送るため、災害に強く、防犯意識の高いまちづくりを進めます。

④地域資源をいかした活力ある産業のまちづくり

横手市特有の豊かな地域資源・農産物・食文化・観光等を活かし、横手ブランドの創出、6次産業化への取り組みを支援し、活力ある産業の振興を図るとともに、地域にある観光資源を活用し、PR活動を強化して集客を図ります。

また、活力の源である産業が持続的に発展できるよう、産学官金の連携※により既存産業の経営力強化を図るとともに、新技術や新産業の創出を促進し、それを支える人材育成の取り組みを進めます。

※「産学官金連携」とは、企業（産）が、高度な専門知識を持つ大学等（学）や行政（官）、金融機関（金）と連携して、新製品開発や新事業創出を図ることです。

⑤安全で快適な住みよいまちづくり

高齢化が進む中、雪国での生活においても安全・快適な暮らしの実現を目指すため、雪の負担が少なく、誰もが安全に利用しやすいユニバーサルデザイン※を取り入れたまちづくりを推進します。

また、道路、公園、上下水道、住宅等快適な暮らしを支える生活基盤の整備を計画的に進めるとともに、市民の生活の足となる公共交通の利便性を高め、横手市にふさわしい交通体系の充実を図ります。

※ユニバーサルデザインとは、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることをいいます。

⑥みんなの知恵を持ちよりみんなが輝くまちづくり

人と人とのふれ合いや交流が盛んな地域には活力とにぎわいが創出されることから、地域の主体的な取り組みによる協働や助け合いを支援します。

また、「まちづくりの主人公は市民」という大原則の下、市民それぞれがまちづくりに関する情報を共有し、自らの知恵と発意により行われる、地域資源を活かした魅力ある地域づくり活動を推進します。

計画実現のために

人口及び生産年齢人口の減少は、地域の活力低下や市税収入の減少などをもたらします。限られた財源の中で、より質の高いサービスを提供するには効率的で効果的な行財政運営を行っていく必要があります。このため、様々な行政課題の解決に向け、分野横断的な取り組みを進めます。

また、行政評価の考え方により、メリハリのある予算配分に努め、弾力的に事業の見直しを行うなど時代の変化に適応できる組織づくりに努めます。

6. 基本目標実現のための政策と施策

基本目標実現のため、それぞれの目標ごとに政策と施策を定めます。

基本目標 ①みんな元気でいきいきと暮らせるまちづくり

<p>【政策1】 伸び伸び子育てできる環境と、みんなが健康に暮らせるまちづくりを進めます</p>	<p>《施策1-1》子育て支援の充実 《施策1-2》健康な心と体づくりの推進 《施策1-3》健康でいきいきとした高齢社会の推進 《施策1-4》障がい者(児)福祉の充実 《施策1-5》低所得者福祉の充実 《施策1-6》福祉を支える人材の確保と育成</p>
--	--

基本目標 ②楽しく学び郷土愛あふれるまちづくり

<p>【政策2】 学びの充実とスポーツの振興により、生きる力と豊かな心を育みます</p>	<p>《施策2-1》横手を愛する心と生きる力を育む学校教育の充実 《施策2-2》安全で安心して学べる教育環境の整備 《施策2-3》元気なまちを築く生涯スポーツの促進 《施策2-4》活力ある地域と心豊かな人を創る生涯学習の推進 《施策2-5》よこての伝統文化の継承と再発見</p>
--	---

基本目標 ③美しい自然と豊かな暮らしを引き継ぐまちづくり

<p>【政策3】 豊かな自然環境を守り、安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます</p>	<p>《施策3-1》安心して暮らすことのできるまちづくりの推進 《施策3-2》美しい自然環境と快適な生活環境の保全 《施策3-3》災害に強いまちづくりの推進 《施策3-4》循環型社会の一層の推進 《施策3-5》エネルギーの地産地消の推進</p>
---	--

基本目標 ④地域資源をいかした活力ある産業のまちづくり

<p>【政策4】 魅力ある地域資源を活用し、人を呼び、仕事を生み出す産業の振興を図ります</p>	<p>《施策4-1》魅力ある農林業の振興 《施策4-2》活気ある商業の振興 《施策4-3》活力ある工業の振興 《施策4-4》観光・物産資源の発掘と発信 《施策4-5》企業誘致の推進、企業留置と雇用対策</p>
--	--

基本目標 ⑤安全で快適な住みよいまちづくり

<p>【政策5】 暮らしを支える都市基盤を強化し、便利で快適なまちづくりを進めます</p>	<p>《施策5-1》雪国の快適な暮らしの実現 《施策5-2》快適な移動空間の実現 《施策5-3》市民が利用しやすい公共交通の充実 《施策5-4》地域拠点整備による市街地の活性化 《施策5-5》安全で安定した水道水の供給と生活排水の適正処理 《施策5-6》市民がくつろげる公共空間の整備</p>
---	--

基本目標 ⑥みんなの知恵を持ちよりみんなが輝くまちづくり

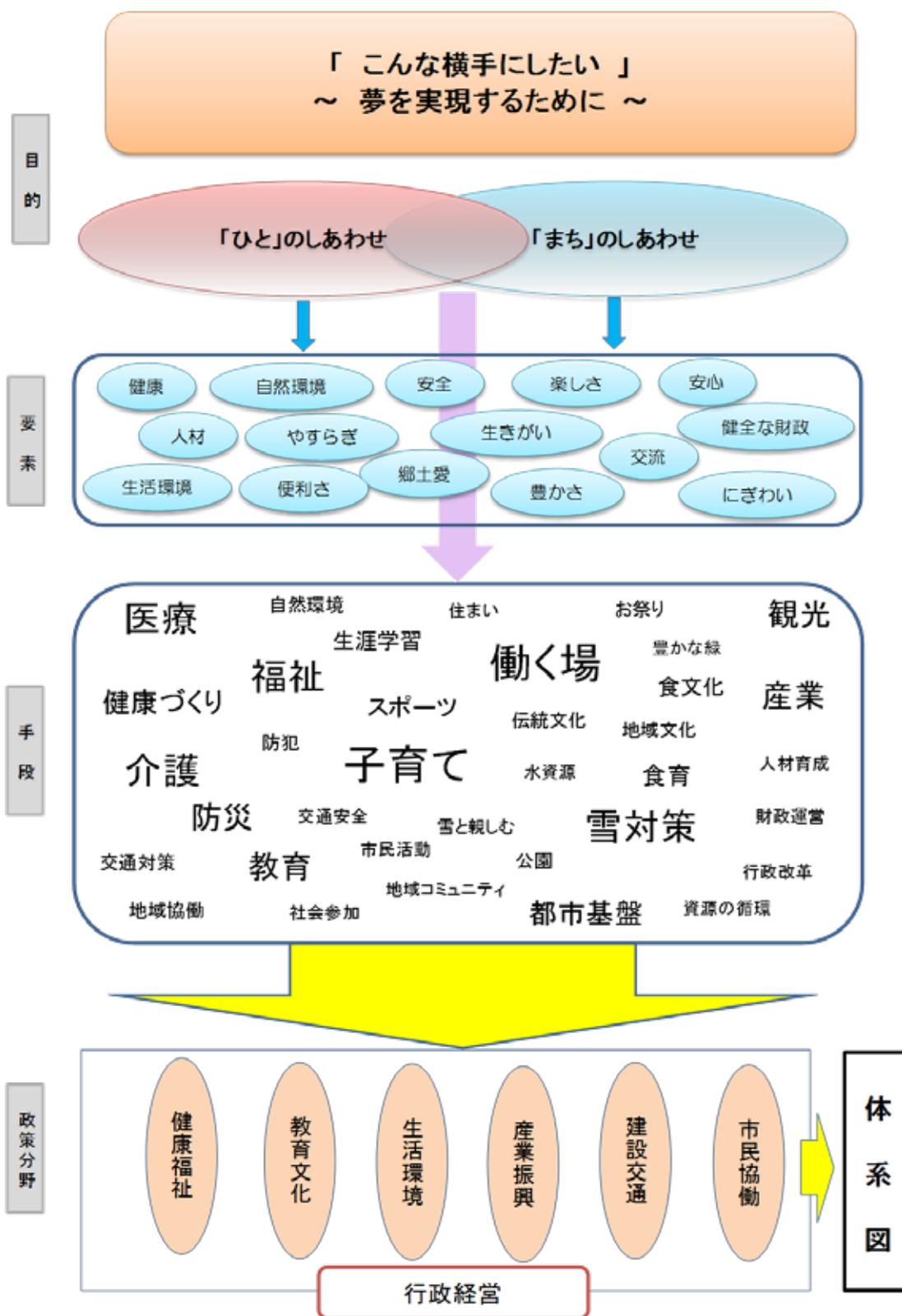
<p>【政策6】 やさしさと笑顔があふれる市民が主役の地域づくりを進めます</p>	<p>《施策6-1》市民の主体的な活動の支援と地域づくり活動の充実 《施策6-2》男女が尊重し合う社会づくり 《施策6-3》情報を共有する環境の整備 《施策6-4》市内外との交流連携の推進</p>
---	--

基本目標 ⑦計画実現のために

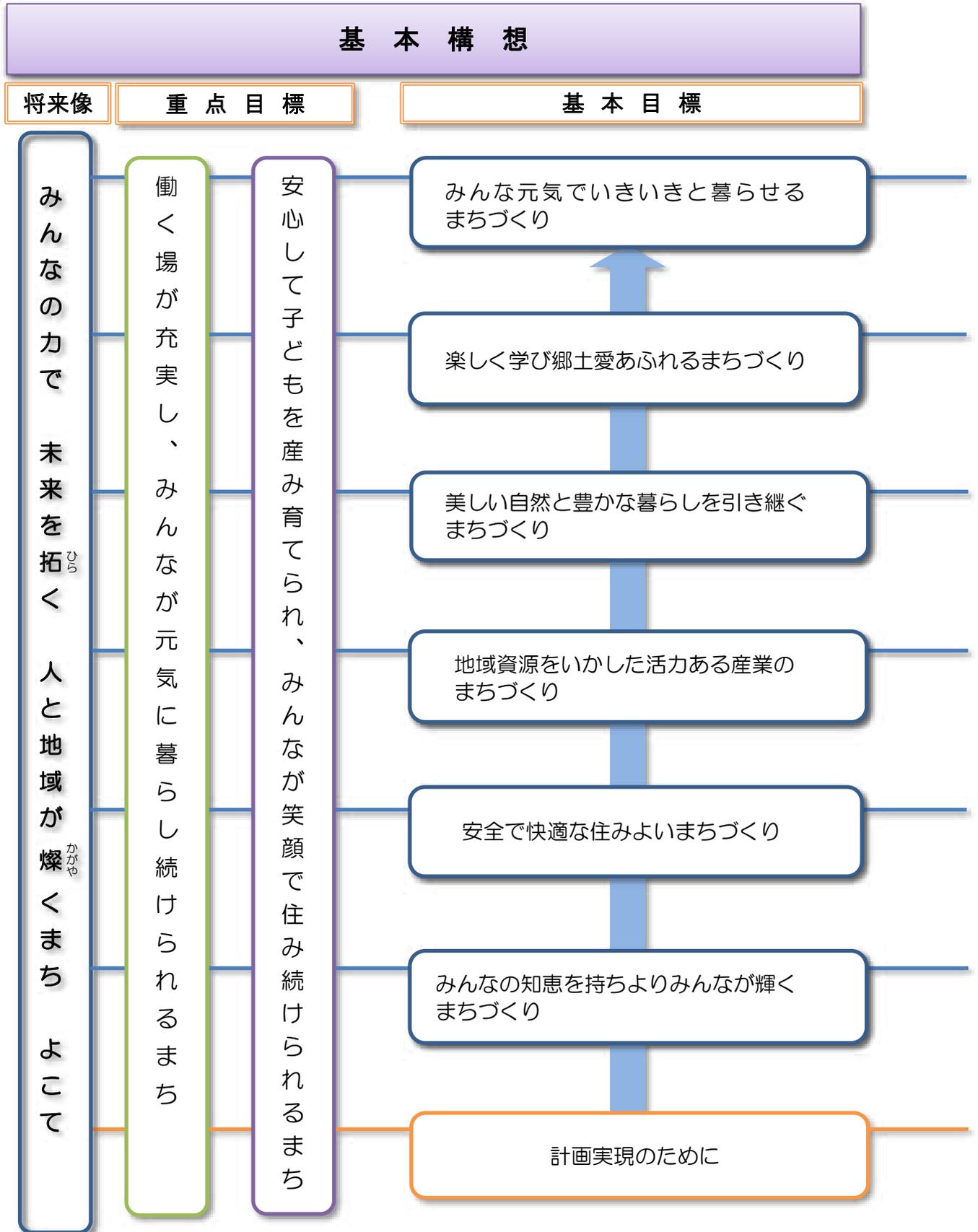
<p>【政策7】 横手を思い、市民の想いを 実現させる創造的な行政経営 を進めます</p>	<p>《施策7-1》市民ニーズに対応した成果重視の行政運営の確立 《施策7-2》財源確保と効率的・効果的な財政運営の推進 《施策7-3》戦略的・計画的な人材育成と能力開発の充実</p>
---	--



「ひと」・「まち」の幸せから政策分野別分類への過程



第2次横手市総合計画 「基本構想・基本計画」体系図



基本計画

政策・施策

政策1 伸び伸び子育てできる環境と、みんなが健康に暮らせるまちづくりを進めます
【健康福祉】

- | | |
|----------------------------|-------------------------|
| 【施策 1-1】 子育て支援の充実 | 【施策 1-4】 障がい者（児）福祉の充実 |
| 【施策 1-2】 健康な心と体づくりの推進 | 【施策 1-5】 低所得者福祉の充実 |
| 【施策 1-3】 健康でいきいきとした高齢社会の推進 | 【施策 1-6】 福祉を支える人材の確保と育成 |

政策2 学びの充実とスポーツの振興により、生きる力と豊かな心を育みます
【教育文化】

- | | |
|---------------------------------|---------------------------------|
| 【施策 2-1】 横手を愛する心と生きる力を育む学校教育の充実 | 【施策 2-4】 活力ある地域と心豊かな人を創る生涯学習の推進 |
| 【施策 2-2】 安全で安心して学べる教育環境の整備 | 【施策 2-5】 よこての伝統文化の継承と再発見 |
| 【施策 2-3】 元気なまちを築く生涯スポーツの促進 | |

政策3 豊かな自然環境を守り、安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます
【生活環境】

- | | |
|--------------------------------|------------------------|
| 【施策 3-1】 安心して暮らすことのできるまちづくりの推進 | 【施策 3-3】 災害に強いまちづくりの推進 |
| 【施策 3-2】 美しい自然環境と快適な生活環境の保全 | 【施策 3-4】 循環型社会の一層の推進 |
| | 【施策 3-5】 エネルギーの地産地消の推進 |

政策4 魅力ある地域資源を活用し、人を呼び、仕事を生み出す産業の振興を図ります
【産業振興】

- | | |
|---------------------|----------------------------|
| 【施策 4-1】 魅力ある農林業の振興 | 【施策 4-4】 観光・物産資源の発掘と発信 |
| 【施策 4-2】 活気ある商業の振興 | 【施策 4-5】 企業誘致の推進、企業留置と雇用対策 |
| 【施策 4-3】 活力ある工業の振興 | |

政策5 暮らしを支える都市基盤を強化し、便利で快適なまちづくりを進めます
【建設交通】

- | | |
|---------------------------|----------------------------------|
| 【施策 5-1】 雪国の快適な暮らしの実現 | 【施策 5-4】 地域拠点整備による市街地の活性化 |
| 【施策 5-2】 快適な移動空間の実現 | 【施策 5-5】 安全で安定した水道水の供給と生活排水の適正処理 |
| 【施策 5-3】 市民が利用しやすい公共交通の充実 | 【施策 5-6】 市民がくつろげる公共空間の整備 |

政策6 やさしさと笑顔があふれる市民が主役の地域づくりを進めます
【市民協働】

- | | |
|----------------------------------|-----------------------|
| 【施策 6-1】 市民の主体的な活動の支援と地域づくり活動の充実 | 【施策 6-3】 情報を共有する環境の整備 |
| 【施策 6-2】 男女が尊重し合う社会づくり | 【施策 6-4】 市内外との交流連携の推進 |

政策7 横手を思い、市民の思いを実現させる創造的な行政経営を進めます
【行政経営】

- | |
|---------------------------------|
| 【施策 7-1】 市民ニーズに対応した成果重視の行政運営の確立 |
| 【施策 7-2】 財源確保と効率的・効果的な財政運営の推進 |
| 【施策 7-3】 戦略的・計画的な人材育成と能力開発の充実 |